

第2セッション

知財人材の育成はどうあるべきか

- 座長 高倉 成男 氏 ● 独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材開発統括監
 一色 正彦 氏 ● 松下電器産業(株) IT教育研究所チームリーダー、金沢工業大学客員教授
 大淵 哲也 氏 ● 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
 竹中 俊子 氏 ● ワシントン大学ロースクール教授、早稲田大学客員教授
 中島 淳 氏 ● 太陽国際特許事務所所長、弁理士

(高倉) ここでは、基調講演と第1セッションのまとめを踏まえて、どのようにして知的財産人材を育成していけば良いのか、その方法論における、現状と課題について、議論を深めていきたいと思っています。

●問題発見能力を高めるには事例学習

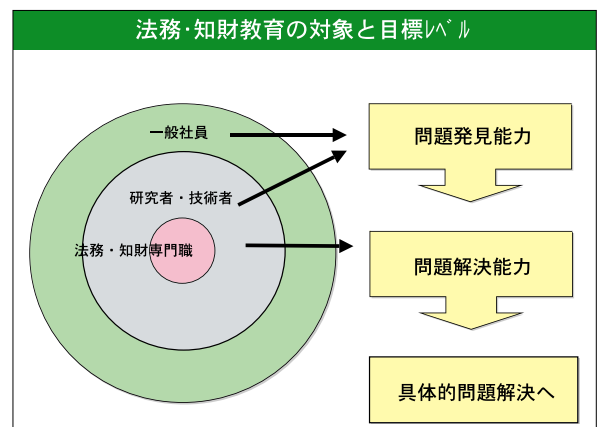
(一色) 松下電器、一色です。私は企業の立場で、お話しします。

一般社員、研究者、技術者を含めて、法務・知財教育において、最もターゲットとしている学習目標は問題発見能力の育成です。初見で課題がどこにあるか、その課題を見て危ないと思ったら専門職にいかにかタイムリーにつながるか、この課題に重点的に取り組んでいます。

松下グループには約300人の法務社員と約800人の知財社員がいます。日本で最も多い社員数だと思いますし、社内弁護士、弁理士も相当数います。IT教育研究所では、この専門職がどんな能力を身に付けられれば良いか、見につけた能力で、具体的に問題を解決することによって、



高倉 成男 氏



企業の中でいかに価値を高めるか、というテーマに取り組んでいます。

問題発見能力を高めるために最も重要なのが、実事例に基づく事例学習です。当然、法務・知財社員は世界中でビジネスをしておりますので、たくさんの実体験があります。それらから解析して初期行動で何が課題であったか、どう行動することで大きなトラブルが避けられたか、価値を高められたかということを解析して、それを具体事例に落として社員に実事例教育を行います。重要なのは、問題を解決できる戦略的選択肢をいかに考えられるか。知財の問題だから特許だけというのではなく、発想を変えて例えばファイナンスの視点を持つ等、幅広い視点で、しかも具体的に解決できる能力のトレーニングというものを行っています。

さらに企業としては、トレーニングをしてまじめにレベルが上がった人にきちんと報いないと継続性が担保されません。例えば知的財産検定、ビジネス法務検定など、良いものがあれば、それを昇格要件やインセンティブに



一色正彦氏

することも検討課題です。また、目標管理制度や達成度評価に法務・知財分野の学習を組み込んで、まじめに学んでレベルが上がった人がきちんと評価される仕組みが必要だと考えています。

●効率的な学習プログラム

松下グループ約34万人の従業員のうち、日本人はすでに50%を切っています。中国人だけでも約2万人います。IT教育研究所では、この環境下で最も効果的な学習は何であろうかというテーマを検討しましたが、少人数で実際に集まって課題を考え、切磋琢磨するReal Class（ネットやメールを用いるOnline Classに対してこう呼んでいます）が最も効果的という結論でした。

しかしながら、全社員が、その時間に非常に多く費やすというのは、企業にとって費用対効果の課題があります。このため、このReal Classの学習内容の何%かを切り出して、eラーニング化しています。問題発見能力については、事例に基づき事前に学習して、あるレベルに認定された者がチームで集まって演習を行ないます。そのチーム演習も学習価値を高めるためにオンラインでいろいろなネットチャットや議論を繰り返して、最後に集まる方法で行ないます。そして、集合しないとできない学習方法、例えばチーム単位でのケース・メソッド交渉のロールプレイング・メソッドで実践的な能力を身に付けるハイブリッド学習方法が効果的です。

さらに、個人の課題を診断して何が重点課題であるかを認識し、自分の課題に応じた個別の学習を行ない、学習したことがきちんと

認証され、評価や昇格のチャンスなどが与えられる、このようなトータルな仕組みを制度設計する必要があると考えています。企業にとっては、単に法律が大事、知財が大事、だから勉強しなさいということだけでは、社員はほかにもたくさんやるべきことがあり、法務・知財分野の学習を重点的に取り組まないと考えています。

特に、法律の分野は、具体的な事例に落とし込まないと解かりづらい分野です。事例により診断から学習を行ない、その成果を可視化して認識して、認証されることが重要です。そして、IT教育研究所では、学習機会が増え、レベルが段階的に上がっていくことにより、きちんと学んだことが報われる、このような仕組みの実現に取り組んでいます。

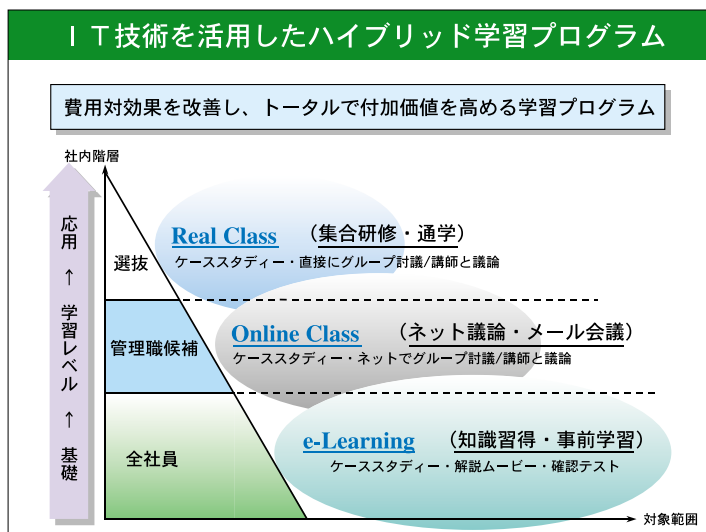
●法学既修者と法学未修者の2つのルート

（大淵）東京大学の大淵です。

2004年は、国立大学、法学教育にとって、大変革期でした。国立大学はいわゆる法人化ということで大きく組織形態が変更しましたし、法科大学院も4月から開校しました。

現行では、法学部（法学部に限定されてはいませんが）の学部教育を経た上で、現行司法試験というものを受けるのが一般的です。現行司法試験に合格すると、現行司法修習として、現在は1年半（かつては2年）の間、司法研修所や各地の裁判所等で実務修習等を積み、最後には法曹として、裁判官、検察官、弁護士になります。

それが今後はどうなるか。先ほどは法学部中心でした



今後の法曹養成のプロセス

- ・法学部（既修者）・その他（未修者）
→ 法科大学院 → 新司法試験
→ 新司法修習（1年） → 法曹
- ・法科大学院の標準修業年限は、法学未修者は3年（1年次からスタート）、法学既修者は2年（2年次からスタート）。
- ・当面の間は、従前の制度と新制度が並行。

が、新たなプロセスとしては、法学部出身者（法学既修者）と、その他の法学未修者との2つのジャンルの学生が法科大学院に入学します。この法科大学院は新制度として新たにつくられたもので、それを卒業した人が新司法試験を受けます。新司法試験に合格した人には、次に新司法修習がありますが、その期間は1年です。そして、新司法修習が終わったら法曹になります。

法科大学院では、法学未修者の方は1年次からスタートして3年間で修了し、法学既修者の場合には2年次から入って2年間で修了します。

●実務も重視したカリキュラム

カリキュラムの骨格としては、①法律基本科目というのが一番基本になるものです。これには、未修者用の基本科目シリーズと、既修者はすぐ始めますが、未修者は基本科目を終わってから始めるような上級科目シリーズ等があります。次に、実務を重視するという観点から、②法律実務基礎科目というものがあります。そして、そのような実定法的なものだけでなく、基礎法ないしは隣接科目などで法律家としての豊かな視点を養成していくという意味から、③基礎法学・隣接科目というものがあります。そして、最後に、これがある意味では法科大学院の華ですが、④展開・先端科目ということで、①や②を踏まえた上で展開するような先端的な科目というのが提供されています。知的財産法関係科目は、この展開・先端科目の代表的なものとして重視されています。

知的財産法関係では、まず「知的財産法」が中核的な科目です。実務経験も有する研究者教員が担当します。知的財産法の応用的なコースとして、「コンピュータ法」というものが提供されています。コンピュータ法とサイバー法を合わせた内容ですが、実務家教員（弁護士）が担当する予定です。それ以外に演習として、著作権法研

究、知的財産法判例研究、知的財産法実務の3つの演習が提供されています。また、各種のシンポジウムや公開講座、あるいはサマースクールにおける米国知的財産法等もあります。

このほかにも、多数の研究会が開催され積極的に活動を行っています。約10年前から開催されているコンピュータ法研究会に加え、2003年以降、権利ビジネス研究会、生命工学と法政策研究会、知的財産法研究会が立ち上げられています。また、来年1月からは、著作権法等研究会も立ち上げられる予定です。このように、知的財産法の全分野をカバーする多種多様な研究会が提供されています。これらの研究会は、理論と実務の架橋という法科大学院の理念を体現すべく、研究者と実務家との両方から構成される形で運営されています。また、ほかの大学との連携も図られています。研究会には、法科大学院や法学部あるいは大学院の学生も参加しており、最先端の研究や実務に触れるという意味で貴重な教育の場となっています。

知的財産法の中でも近時重要性が高まってきている国際知的財産法の教育については、トランスナショナル・ロー・プログラムズがあり、その内容としては、地域ごとに、アメリカ法、ヨーロッパ法、アジア法それぞれのプログラムがあり、それと並んで国際知的財産法プログラムというのも重要な柱となっています。ほかに国際契約交渉プログラムもあります。このプログラムにおいて、シンポジウム、ゲスト・スピーカー・セッション、トランスナショナル・サマースクールなどを通じて、国際知的財産法教育についても拡充していく予定です。このように、今まで東京大学は理論中心で行って来たところがありましたが、現在、実務も重視しつつ大きく展開しています。

東京大学法科大学院における 知的財産法関係カリキュラム（中核部分）

- ・知的財産法（研究者教員（実務経験もあり））
- ・コンピュータ法（実務家教員（弁護士））
- ・知的財産法演習（①著作権法研究、②知的財産法判例研究、③知的財産法実務）
- ・上記のほか、各種のシンポジウム、公開講座等やサマースクールにおける米国知的財産法等があり、今後、更に拡充する予定。



大
渕
哲
也
氏

●法学教育の将来像

法学部と法科大学院との関係をどのように考えていくか。法曹志望学生にとって法科大学院の前段階として法学部が重要であることは間違いないですが、それ以外にむしろ、法科大学院に進まないで、例えば法学部を出て官庁に行く、あるいは企業に行く学生への法学教育を行うという重要な役割がありますので、この点で学部教育はやはり非常に重要であり続けるものと考えています。

また、今後、これだけ専門化が進んでくると、司法修習で教育が終わるということはある得ないことです。したがって、弁護士等の法曹になった後でも、常に教育なり自己研鑽がなければ時代のニーズに合った法曹たり得ないということであり、その意味で継続教育が非常に重要となります。この関係では、科目等履修生制度という、すでに弁護士になった人や企業法務の方等が、知財法関係科目その他の科目に限定集中して勉強されるコースの充実が必要です。あるいは、これはアメリカ等でも同様かと思いますが、弁護士になった方が知財法を中心に1年間、LL.M.というような形でもう1回じっくりと専門的に勉強し直すというようなニーズは非常に高まっています。

そして、今後、法律家を養成していく教官となる研究者の養成が非常に重要でありますし、法学部ないしは法科大学院とほかの部局との連携も必要です。

●ワシントン大学における知財教育プログラム

(竹中) 竹中です。法曹教育だけではなくて、米国、特にワシントン大学全体で行なわれている知的財産教育についてご紹介したいと思います。

私が所属しているのはロースクールで、JD (Juris

Doctor) のプログラム、すなわち法曹教育というのがロースクールにおける本来の目的です。その中でも、私どもの大学の場合、知財をやりたい、特に特許をやりたいという気持ちを持ってやってくる学生も非常に多く、特許弁護士の教育ということも重視しています。

なお、このJDのプログラムだけではなく、LL.M. (Master of Laws) のプログラムもありまして、先ほど大渕先生から将来的な構想としてお話があったように、実際のところ、ボーイングの弁護士や、シアトルのダウタウンのローファームの弁護士等が1年間、集中的に知財の勉強をしに来ているというような例もあります。また、日本から多数、特に実務経験を法学部修了と同じように見ておりますので、法学部を出ていない特許庁の審査官の方々や企業の特許部の方々を含めて、研修にいらしています。そこで感じるの(よく技術移転部のマネージャーの方なども言うことですが)、技術者の方に法律教育・法曹教育をして、特許弁護士にする方が比較的容易ではないかということです。

ほかの学部でも、その学部の特色に応じた知財教育プログラムがあります。例えば、ビジネススクールでは技術マネジャー・技術起業家の養成ということで、企業のエグゼクティブ・プログラム等があります。理工学部、情報学部等にも1つは知財のプログラムがあり、研究者の技術評価力の養成や、パイドール法上の義務・責任等、最低限の知識を教育しています。

またエクステンション・プログラムということで、地元企業および市民の皆さんに対しても、知的財産知識の啓蒙を行っています。

さらに、深く知財を知りたいという人のために、ロースクールの方からIP Certificate・プログラムというものがあります。これは、法学部以外の学生(または知



ワシントン大学での知財教育

- ロースクール JD
 - 特許弁護士の教育
- ビジネススクール
 - 技術マネジャーの養成
 - 技術起業家の養成
- 理工学部・情報学部・その他
 - 研究者の技術評価力養成
- エクステンションプログラム
 - 地元企業の知的財産知識の啓蒙活動

財の専門家を目指すのではなく、単にビジネス・ローの一環として勉強したい法学部の学生）がまず入門コースを受け、その後、自分の専門科目、例えば情報関係や図書館学科の方であれば著作権、理工系の方であれば特許等、特定の科目を取ります。

特徴的なこととして、アメリカの場合には、実践の中でインターフェースということが非常に重要視されており、各学部から知財に興味のある、例えば、ロースクールの学生、ビジネススクールの学生、実際に扱う発明の専門分野の理工学部の学生が3人でチームになって、ビジネス・コンペティションに出るような専門家同士のインターフェースというのを、大学の中の実践で学ばせるようにしています。

●事例重視、問題解決型の教育

一色先生からも事例中心でというお話がありました。たくさん事例を使って、問題発見能力を高めるということを、非常に重要視しています。一方的な教育ではなく、例えば、クラスを特許権者側と侵害者側の半分に分け、将来的に弁理士になった場合、どちらの主張もできるような教育を心がけています。

もう1つ重要な点としては、特にアメリカ特許弁理士というのは、積極的にクライアントのビジネスモデル・ビジネスプランに沿ったリーガルアドバイスができなくてはならない時代になっていますので、例えばロースクールにいる間に、ビジネスのクラスを取ったり、またはビジネススクールの学生と一緒に学ぶ機会を持つようにということを心がけています。

そのほか、技術とビジネスの知識の吸収という点では、例えば仮想ライセンス交渉等も行っています。また、東

大や早大のプログラムとも連携しており、ビジネスセンスだけではなく、国際感覚も身に付けるように、これはアメリカ人にとってもとても重要なことです。

東京医科歯科大学でもプログラムをやるようになりました。これは、他のプログラムとは異なる特色を持たせるようにしています。というのも対象が研究者であることから、研究者でありながらよき発明者であり、起業家である、そういう人材を育てたいと思っています。

東京医科歯科大学 2月11日～17日
 バイオテクノロジー知財人材養成プログラム

- 2つのトラック
 - バイオ研究者の知的財産教育
 - 弁理士・弁護士のバイオ基礎教育
- バイオ研究特有の問題を扱う
 - 国際市場（英語）
 - 国際ライセンス・起業理論
 - 知的財産と研究倫理
 - 医療保険制度・薬品承認制度

バイオという分野の特徴を考えると、外国で起業ということも多かろうと思いますので、半分ぐらいの授業は英語で、講師もアメリカ人またはヨーロッパ人です。また、ケネラー先生もおっしゃったように、研究者が例えば、自分の技術を保護しようとか、テクノロジーのマネジャーになろうといった場合には、特許をはじめとする知的財産権法のことについては、ベーシックな知識があれば良いのではないかと思いますので、国際ライセンスや企業理論、それと特にバイオで重要な研究倫理や、クリニカル・トライアル（臨床研究）における情報公開など、バイオに特別な問題を中心にやるプログラムです。

なお、このプログラムの中には弁理士、弁護士等、研究者以外の方も受け入れており、実際にアメリカ等で問題になった技術を、第一線の先生に指導いただくということも考えています。

●弁理士の現状とその育成課程

（中島）弁理士の中島です。ここでは、特に弁理士を中心にその周辺はどうなのかということでフォーカスをだんだん広げさせていただければと思います。

弁理士の学歴別の分布の統計を見ると、理科系が70%以上です。事務所の中の弁理士の人数を見ると、弁理士が1人の事務所が全体の70%で、大多数です。在界年数



竹中俊子氏

別分布については、ここが非常に近年変わっているところでして、弁理士になってから5年未満の人が3分の1もいらっしやいます。これは、ご承知のようにここ数年、弁理士試験に合格する優秀な方が増えているためです。

日本弁理士会では、新人弁理士に対して初期に200時間近い研修を行い、その後もかなりの時間の研修を行っています。研修所の運営委員は弁理士がボランティアでやっています、延べ人数では150人以上が研修所を運営しています。

弁理士になる前、なった後の研修・教育について整理すると、まず、弁理士試験の勉強をして試験に合格して弁理士になる、それから業務を開始するということで、先ほどの新人研修というのが弁理士登録した後にあります。また、実務上、先輩について個別に教わるOJTが行われています。

特許事務所の技術スタッフについて見ると、7割に近い特許事務所に、実務をしながら弁理士試験の受験もしている受験生がいる実態があります。最近、弁理士試験の合格者が非常に増えています。試験合格後3年以内の弁理士の人数は、10年前に比べますと5～6倍に増えています。

一方、弁理士会のアンケート結果によれば、一人前の弁理士になるためには8.5年にかかるのではないかと思います。これは一人前になったと思われる人からの解答ですが、割り引いて考えても5～6年にかかるのかなという感じがします。

●弁理士に求められる資質とスキル、社会ニーズとのミスマッチ

弁理士には、いったいどのような資質、スキルが必要なのか。昔と今ではこの辺の考えはかなり違ってきているの

知的財産職業専門家としての弁理士の資質とスキル

1. 知的創造サイクルに一貫関与
2. 法律と技術素養に基づく知見
3. 知財の実務を習得している
4. 知財のビジネス知識がある
5. 知財の国際性に長ける
6. 知財の戦略対応ができる
7. バランス感覚を備えている



中島 淳氏

ではないかと思います。特に4番の「知財のビジネス知識」です。本当に弁理士だけに必要なんですか、日本全国全員が必要ではないですかという意見もありますが、やはり代理人の仕事をする職業では特に必要かと思っています。

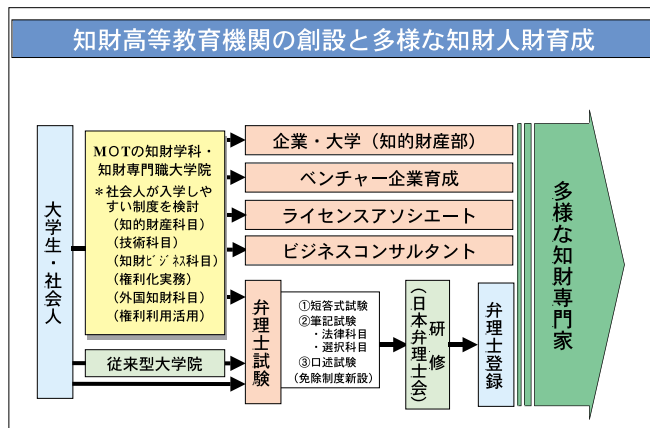
社会ニーズとのミスマッチということで、最初に、知財の支援とビジネス支援との乖離ということで、これは、クライアントのビジネスのために特許を支援しているというのと、知財を支援しているというのでは違うわけです。

2番目は、知財専門家への期待と現実のミスマッチです。昔の考えでいきますと、弁理士は特許出願の代理が業務です。ところが現状ではクライアントの方では、出願の代理はもちろんですが、それ以外のものの期待がかなり大きいということで、その差がかなりあるというのが現状です。

3番目は、知財教育の期待と現実ということで、OJT、ある部分では徒弟制度というシステムになっていますが、これで本当に知財立国としてよろしいのですかというところが課題です。

4番目は、試験制度による弁理士育成です。本来的に弁理士試験制度というのは世の中の役に立つ弁理士を試験で選別しなくてはならないと思いますけれども、どのようにして選別すればいいのかという、難しい問題もあります。もしそうでなかったらその差を補完するものはどういうシステムを考えればいいのかということです。

最後は、専門家の育成の国家戦略地図とその実現です。知財立国実現のために本当に必要なのはやはり人材育成だと思いますが、その部分が本当に着々と進んでいるのか、本当にそれに向けて正しい地図が描かれているのかという課題があると思います。



●知財高等教育機関の創設と多様な知財人財育成

私は知財高等教育機関というのがもっと充実すれば良いと考えています。大学生や社会人がMOTや知財専門職大学院等で、いわゆるプロセス型の教育を受けて、その後、いろいろな分野における知財の多様な専門家になる。その中の一部分が弁理士試験を受けて弁理士になるという形が、これからどんどん盛んになってくれば良いなと思っている次第です。

●将来の知財人材の教育方法論

(高倉) 実践能力、インターフェースといった資質が求められる将来の知財人材の育成に向けて、どのような教育方法論があり得るのか、議論を深めたいと思います。企業の中には、大学では技術をしっかり勉強してほしい、知財教育は社内でするという考え方もありますが、産業界の一色先生から何かご意見はありませんか。

(一色) 特に、社会人大学院には大変期待しています。例えば金沢工業大学大学院で私が担当する授業には、複数の企業の知財社員、法務社員が参加しています。東大先端研の先端知財人材育成オープンスクールには、弁理士、弁理士、裁判官や、特許庁の方も来ています。こういった方たちと共通のケースを巡って議論し共通のテーマを考える、もしくは交渉のロールプレイングのような実践的なメソッドを行う、このような学習機会の場を企業の中で設定するのはかなり困難です。ぜひ大学には幅広い学習機会を作っていただきたいと思います。

(高倉) 真の法曹専門家というのは事案に応じて個別法律を勉強していけばよく、法科大学院では基本六法を中心に勉強をするべきではないかという意見もあります

が、大淵先生は、法科大学院で知財教育を行うことの意義をどのようにお考えですか。

(大淵) 知的財産法専門法曹といっても、基本としてはまず法曹一般として最低限必要な知識・理解が必要となります。法科大学院で、法曹一般となるに最低限のいわゆる六法科目を勉強しなければならないことはいうまでもありませんが、これはこれらの勉強だけで足りるということを意味するものではありません。六法科目だけを法科大学院では勉強して、それ以外の応用的な法律科目については、実務に就いてから、出会った事件ごとに自分で勉強すれば足りるという考えがあるとしたら、それは間違いだと思います。六法科目以外の知的財産法等の応用科目についても、実務面だけではなく、理論面が極めて重要であり、理論面をしっかり身に付けさせるためには、六法等の基本科目を踏まえた上での、法科大学院でのしっかりとした教育が不可欠です。また、知的財産法を真に理解するためには、民法、行政法、民事訴訟法等の関連基礎科目の知識理解が不可欠ですが、これらの理論実務も、知的財産法のような先端的・応用的な法分野に適用されることによって、その妥当性が検証されるという面もあるという意味でも、知的財産法の教育は不可欠の重要性を有していると考えております。

(高倉) 弁理士登録後の研修について、弁理士サイドから見て、法科大学院も含めた知財高等教育機関へどのような期待をしているのでしょうか。また、弁理士試験の前にMOTの知財学科や知財専門職大学院で勉強して弁理士試験、場合によっては試験免除という提案もなされていますが、その場合、大学にどのような期待をしているのでしょうか。

(中島) 私の提案では、スタートアップ、弁理士になった後に仕事ができる初歩的な知識、それからゼロから積み上げないで程度、新人として新人なりにOJTを積み上げ一人前になれるという基礎的な知識とその実務能力、こういったものを弁理士になる前には期待しています。なった後についてはスキルアップということで、さらにOJTの期間を短くできる、さらにOJTでは学べない高度な専門家としての知識能力を身に付けるということで、大学、大学院、高等教育機関にかなり期待しないといけないということです。

(高倉) アメリカの法曹教育を担当されている竹中先生から見て、社会人、ビジネスの経験のある学生、あるいは

は理科系のバックグラウンドを持っている方が知財高等教育機関に進むようにするためには、どのようなことを変えていけばいいと思いますか。

(竹中) アメリカの場合、多様なバックグラウンド、それは社会人であったりまたは違った学部を卒業していたり、または他の国から来ていたり、そういうダイバーシティー (Diversity) が非常に重要な要素となっています。その意味で、今の日本の法科大学院はちょっと残念な状況だと思います。その理由でやはり一番大きいのは司法試験の合格率が低すぎるということがあると思います。それと学際的協力ということを大学全体で、ワシントン大学の場合は特に学際的なプログラムを作ると大学から資金が出たりして、それをすごく強調しています。日本にも学際的協力を促進するシステムが必要かなと思います。

(中島) 一色さんにお伺いしたいのですが、私は一生懸命いい人材を育てる、優秀な人材を育てれば世の中のためになると思っていますが、企業側がそれを受け入れる余地はあるのでしょうか。いろいろなことを勉強し、知識を身に付けた人達を、企業側、社会側で優遇する等の状況にないと、一生懸命勉強する人も少なくなってしまう。

(一色) 松下グループでの例をご紹介しますと、多様な人材はいろいろな形態の雇用を望むと考え、1998年から退職金前払いで学生を採るという制度をスタートしました。定期的にキャリア採用も行っていて、弁護士、弁理士の資格者や、他の会社で法務や知財の経験をさせていた方が来られています。この方たちが持っている専門的な知識や過去のキャリアは尊重して、評価した条件で入社していただいています。ただし、入社後は、専門知識やキャリアを活用して、実際に現場で結果を見せる実務能力が問われます。実務能力を発揮して初めて継続的に良い待遇なり給料が得られます。専門性を生かして評価されるというのは、おそらくどの企業でも同じではないかと思っています。

(高倉) 要は単なる資格としてではなくて、実践能力、実務能力で企業は評価する、そういう勉強を大学でやっておかないといけないということかもしれませんね。

(竹中) これは高倉先生への質問かと思いますが、ワシントン大学の技術移転の場で、実践教育のインターンシップなどをやっていますが、出願前のある程度のグレースピリオドのような制度が必要ではないかと思っています。アメリカ型のグレースピリオドが導入されるような機会

はあるのでしょうか。

(高倉) 産学連携というのは単に大学の先生がお金を儲けてビジネスをする点だけにあるのではなく、研究者と産業界が連携を通じて教育するということに重点があり、グレースピリオドの期間が長い方が教育効果が進むというご提案ではないかと思いますが、この問題はヨーロッパのグレースピリオドを期間的にも内容的にも拡充する、日本もそのようにする、そしてアメリカも先願主義に移るというのが一体となった中でやるのが一番いいというのが、たぶん特許庁の公式見解ではないかと思っています。論文発表から出願までの時間が稼げるということだけではなく、産学連携が育まれ人材教育にもプラスがあるという新しいメリットを生かして、ぜひ特許庁にも深く検討してもらいということによろしいですか。

●質疑応答

(会場質問者) 審査官がもし特許戦略アドバイザーを志向するとしたら、プラスアルファとしてどのようなものを勉強したらいいのでしょうか。

(一色) 第1セッションで清水先生がおっしゃった、客観的基準に基づいて判断できる能力は、非常に素晴らしい専門能力だと思います。ただ、現在の知財分野はいろいろな専門能力が問われますから、専門性の高い人たちが1つの場に集まって、共通のテーマで議論をしたり、共通のテーマで例えば交渉ロールプレイングをするような、お互いの専門性を発揮して学べる機会に、積極的に特許庁の審査官の方もぜひご参加いただいたらと良いのではないかと思います。

●実務教育のために

(高倉) 知財分野で働く者に求められる大きな資質として、実務能力、実践能力、それから自分の専門分野をしっかりやっていきながら、他の分野の方に十分自分の仕事を説明、説得できる、そして常にインターフェースを持つておくこと、そういったところのご指摘がありました。

実際にそういう人材を育成するための方法論としても、座学だけではなく、さまざまな実務、実践を、事例研究等を通じて学んでいく、あるいはさまざまな専門家の意見も聞く、あるいは学生同士が異業種で交流するといったことが非常に大事だろうと私自身も思いますし、

他の方からもご指摘がありました。

特に今後のさまざまな知財に関連する高等教育、特に法科大学院も含めての話だと思いますが、初歩あるいは基礎から始まって次第にその関心や将来の選択に応じて、幅広い実務的なあるいは実践的なものを学んでいくというカリキュラムを充実するということと、それを教える先生が非常に重要なと思っています。生徒同士も

異業種交流をしなければいけません、先生方も各界が、例えば法曹界や弁理士会や企業が大学に先生を派遣できるようにするなど、もう少し制度設計を簡便にしていくと、非常に我々が期待する人材を育てる教育プロセスに向かって進むのかなという印象を持ちました。

では以上をもちまして、第2セッションを終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

座長プロフィール

高倉 成男（たかくら しげお）氏

1976年 京都大学大学院工学研究科（情報工学）修士課程修了、同年特許庁入庁
1988年 外務省出向（在ジュネーブ日本政府代表部勤務）
1995年 特許庁国際協力室長
1998年 京都大学大学院法学研究科客員教授
2001年 特許庁技術調査課長
2002年 内閣府参事官
2003年 特許庁調整課長
現在、独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材開発統括監

パネリストプロフィール

一色 正彦（いっしき まさひこ）氏

1983年 大阪外国語大学外国語学部卒業、松下電器貿易（株）に入社
1988年 合併に伴い松下電器産業（株）に移籍、ネットワーク事業のマーケティング担当、デバイス・生産システム事業の法務課長を経て、現在、IT教育研究所において、法務リスクマネジメント戦略、法務・知財社員の評価モデル、法務・知財教育のサービス事業を研究
2003年 金沢工業大学大学院工学研究科知的創造システム専攻客員教授、東京大学先端科学技術研究センター 協力研究員
2004年 松下電器産業（株）IT教育研究所アライアンス推進チーム チームリーダー、東京大学大学院工学系研究科 非常勤講師

大淵 哲也（おおぶちてつや）氏

1980年10月 司法試験合格
1982年3月 東京大学法学部卒業
1982年4月 司法修習生
1984年4月 東京地方裁判所判事補
1987年6月 ハーバード大学ロースクール（法科大学院）法学修士号 [LL.M.] 取得
1987年11月 米国ニューヨーク州司法試験合格
1988年6月 ハーバード大学ロースクール法学博士号 [S.J.D.] 取得
1988年7月 最高裁判所事務総局家庭局局付判事補
1989年4月 外務省国際連合国連政策課・検事兼外務事務官
1990年4月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部二等（後に一等）書記官

1992年5月 名古屋地方裁判所判事補
1995年4月 最高裁判所事務総局行政局参事官（兼 司法試験審査委員（憲法））
1997年4月 最高裁判所事務総局行政局第二課課長
1998年9月 東京高等裁判所判事
1999年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
2003年5月 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授、現在に至る
2004年4月 同研究科法曹養成専攻（法科大学院）副専攻長、現在に至る

竹中 俊子（たけなか としこ）氏

1981年 成蹊大学法学部法律学科卒業、日本テキサス・インスツルメンツ（株）特許部に勤務
1986年 弁理士試験合格、山崎法律事務所に勤務後、1989年に渡米
1992年 ワシントン大学にて比較法博士号取得
1993年 ワシントン大学ロースクールで知的財産権の講義を担当
1997年 マックスプランク研究所及び連邦巡回控訴裁判所の客員研究員を経て、ワシントン大学ロースクール先端知的所有権研究センター（CASRIP）所長に就任
2003年 ワシントン大学ロースクール正教授に就任
2004年7月15日 ワシントンリサーチフロンティア/W ハンター・シンプソンテクノロジーロープロフェッサーに就任、現在に至る

中島 淳（なかじまじゅん）氏

1969年 工学院大学機械工学科卒業
2002年 工学院大学博士後期課程電気電子工学専攻終了 博士（工学）
1969年 自動車部品製造会社にて開発技術者として勤務し発明活動に従事（1975年まで）
1974年 弁理士試験合格、登録、特許事務所に勤務
1981年 特許事務所を開設し現在に至る（現：太陽国際特許事務所所長）
1988年 弁理士会副会長（1989年3月まで）
1992年 工学院大学非常勤講師（現在に至る）
1998年 弁理士法改正や知財人材育成関係の弁理士会委員会委員長を担当（現在に至る）
2002年 総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会委員（2004年まで）